

# 日本英語教育史学会賞規程

(目的及び名称)

第1条 日本英語教育史学会は、日本英語教育史研究の発展に資するために、「日本英語教育史学会賞」(以下「学会賞」という。)を設け、優れた研究業績を発表した会員を表彰する。

(審査の対象)

第2条 審査の対象となる業績は、『日本英語教育史研究』に掲載決定済みの論文とする。

(被推薦資格)

第3条 学会賞の授与資格は、当該の『日本英語教育史研究』が刊行される前年度末日の時点で、それまでの会費を納入済みであることとする。ただし、過去に受賞経験のあるものはこれを除外する。

なお、当該論文が共著の場合には、被推薦者は筆頭著者とする。

(選考)

第4条 学会賞の選考は、正副会長及び論文審査委員長が行う。被審査論文は、次の観点から審査される。

- (a) 論述の展開
- (b) 研究の方法・技術
- (c) 独創性
- (d) 日本英語教育史研究への寄与

なお、該当論文がない場合は、その年度の授与は行わない。

(学会賞の贈呈)

第5条 学会賞の授与は総会において行い、賞状ならびに副賞を贈呈する。また、その経過を公表する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会の議決を経て総会の承認を得るものとする。

付 則 本規定は2008年5月18日から施行する。

2025（令和 7）年4月13日 一部改正。